

宗教法人 正光寺
「正光寺保育園 吉田町園」重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

小規模保育事業設置者の表示

事業者の名称	宗教法人 正光寺
代表者氏名	高橋 寿光
法人の所在地	東京都北区岩淵町32-11
法人の電話番号	03-5939-6676
定款の目的に定めた事業	保育園の運営 高齢者事業 祭祀 仏教儀礼(浄土宗)

(1) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	平成27年度施行の「子ども・子育て支援新制度」による、区の認可事業(地域型保育事業)のひとつである小規模保育事業の0歳児から3歳未満児を対象に、定員「6人以上19人以下」で行う事業であり、施設の整備や運営に関する基準、給食の提供、保育料など、基本的に認可保育所に準じている。少人数保育により、お子様の発達に応じたきめ細かな保育を行うことを目的とする。
運営方針	当法人は次の点に注力して施設の運営に当たるものである。 1, 子どもたちが穏やかに生活を送れるような環境の構築 2, 高齢者施設との連携をはじめとする様々な形での地域との交流 3, 保護者に対する積極的な育児支援 4, 保育士の資質の向上 以上のように、保育に適した環境作りと、保育士、地域、保護者が連携してより良い保育が行えるような運営を心がけていく。 また現在、保育所施設と通所介護事業所を運営しており、今後は高齢者福祉施設との連携をより一層密にとり、包括的な福祉事業を展開していく予定である。

(2) 提供する保育の内容

1 小規模保育事業所(正光寺保育園 吉田町園)の概要	
名称	正光寺保育園 吉田町園
所在地	神奈川県横浜市戸塚区吉田町138-6
認可年月日	2018年4月1日
電話番号	045-383-9120
FAX番号	045-383-9121
メールアドレス	yoshidacho@sk-i.or.jp
施設長氏名	杉本 史

入所定員(年齢別)	「(6)乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」のとおり
職員数	「(3)職員の職種、員数及び職務の内容」のとおり
取扱う保育事業	小規模保育事業A型
自己評価の概要	職員による保育内容等の人事考課を毎年2度実施し、上長と面談を通じて幼児教育の向上に努めています。
職員への研修の実施状況	法人内研修の実施・外部研修への参加
嘱託医	うえの小児科クリニック(住所:神奈川県横浜市戸塚区吉田町944-5 kawara1階 電話:045-869-0311) 中島歯科医院(住所:神奈川県横浜市戸塚区吉田町3000-7 木村屋ビル1階 電話:045-861-2220)
連携施設	学校法人 相澤学園 舞岡幼稚園(神奈川県横浜市戸塚区舞岡町3557-4 TEL 045-822-3400) 連携内容:卒園後の受け皿

2 保育事業所の概要

建 物	鉄骨造 2階建ての1階	延べ床面積 122.8 m ²
施設の内容	0歳児室 26.79m ²	幼児用トイレ 2個 7.8 m ²
	1歳児室 24.56m ²	調乳室 4.1 m ² 調乳室 3.65 m ²
	2歳児室 16.97m ²	みんなのトイレ 1.9 m ² 収納室、更衣室 2.21 m ²
安全対策	事故発生防止委員会を毎月開催。及び職員園内研修の実施	
	防犯システム設備 会社名 株式会社スターティア	
	傷害賠償責任保険(損害保険ジャパン株式会社)最大500,000千円/1事故 災害共済給付(日本スポーツ振興センター)最大40,000千円/1名	
その他	屋外遊戯場の代替場所 吉田町金子田公園	

3 年間保育計画

組・グループ	保 育 計 画
0歳児	保健的で安全な環境の下、子どもの様々な欲求を満ち、生命の保持および情緒の安定を図る。安心できる保育士との応答的なかわりの中で、人への基本的信頼関係を持ち、人間関係の基礎を養う。
1歳児	一人ひとりの生活リズムを重視し、生理的欲求を満ちし生命の維持と情緒の安定を図る。保育士に見守られ、励まされながら、身の回りのことを自分でしようとする。
2歳児	保健的で安全な環境の下で、一人ひとりの子どもの生活のリズムを重視し、生理的な欲求を満ち、生命の保持と情緒の安定を図る。安心できる保育士等の関係の下で、食事・排泄等の簡単な身の回りの活動を自分でしようとする。
その他 (年間行事等)	はなまつり 子どもの日 七夕 お盆まつり 敬老の日 運動会 クリスマス 節分 保育参加 ひな祭り 遠足

4 主な1日の保育スケジュール			
7:30	開園	17:00	トイレトレーニング おむつ交換
9:10	水分補給	18:30	延長保育(補食)
9:45	トイレトレーニング おむつ交換	19:00	完全降園
	クラス活動	※年齢により時間は異なります。	
11:15	お昼ごはん		
12:00	お着替え トイレトレーニング おむつ交換		
	お昼寝		
15:00	起床 トイレトレーニング おむつ交換		
15:30	おやつ		
16:00	室内自由遊び		
<p>主なお散歩のコース 屋外遊戯場の代替に、近隣にある金子田公園・上倉第5公園・大谷公園・東戸塚小学校などにお散歩に行きます。</p>			
5 食事の提供について			
昼食・おやつ・補食	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日、自園調理し児童に提供します。 ・ 保護者の方へは、前月末日頃に翌月の献立表をお配りします。 		
アレルギー等への対応	<p>給食等に使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、お医者様に「生活管理指導票」を御記入いただき御提出いただきます。保護者様と御相談させていただき、除去・代替食にするなどの対応を検討します。(例)小麦粉、魚介類など ※当園では食材に蕎麦、青魚、蟹は使用しません。</p>		
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理員及び調乳・食事介助を行なう保育従事職員は、毎月検便を行います。 ・ 水質検査を年1回実施します。 ・ 毎日2回の消毒清掃を行っています。 		

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容（令和5年4月1日）

職 種	常勤職員	クラス担任			フリー	非常勤職員	備考
		0歳	1歳	2歳			
						2名	
保育に従事する職員	施設長（保育士）	1人					保育園の運営統括。
	保育士	7名	2名	1名	1名	2名	常勤の中から各歳児担任を選出 現場管理者として副主任を1名任命
	看護師	0名					
	調理員	1名					

- ・開所時間内には、小規模保育事業(A型)運営基準を遵守し、保育従事職員を児童数に応じて基準以上配置し、保育に当たります。
- ・職員の勤務体制表は月ごとに作成し毎月区役所へ提出します。

(4) 保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	月～土 7時30分から19時00分まで
保 育 標 準 時 間	月～土 7時30分から18時30分まで
保 育 短 時 間	月～土 8時30分から16時30分まで
延 長 保 育 時 間	標準時間 18時30分から19時00分まで 短時間 7時30分から8時30分まで 16時30分から19時00分まで
休 所 日	日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日から1月3日)

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

- 1 保育費用のうち利用者負担額(月額)の保育料)は、横浜市保育料徴収基準によります。
2. 支払は以下の方法でお願いします。

みずほ銀行口座引き落としとなります(詳細は入園児にご説明致します)

※保育に係わる保護者負担金

- ・延長保育料(30分) 30分／スポット500円、10回以内月額850円
11回以上月額1700円

※別途希望者には100円にて補食の提供があります。 ※(横浜市延長保育料ガイドラインに基づく)

- ・帽子代 990円

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	計
定 員	6人	6人	7人	19人

(7) 小規模保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

1 利用開始及び終了に関する事項

利用開始時について	お住まいの市区町村の利用調整結果に基づいて保育必要認定証の支給内容等を確認し、利用契約を結びます。
利用終了について	保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、当園の利用は終了となります。また、地域型保育給付が支給対象外となってから当施設を利用した場合、保育料とともに地域型保育給付同額を請求させていただくこととなりますので必ず、終了予定をご連絡下さるようお願いいたします。

2 利用に当たっての留意事項

欠席する場合 又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合、又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	登園時にお聞きした時間よりもお迎えが遅れる場合や、18時30分を過ぎる場合は17時までに御連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	厚労省の「保育所における感染症ガイドライン(2018年改訂版)」に従い、基準に則り「医師の意見書」「登園届」にて治癒後の登園をお願いします。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
与薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師が必要を認め、当園が処方を受けた薬に限り、医師の直接指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別にご相談させていただきます。
入園時に用意するもの	※別紙「入園のしおり」を参照ください。
毎日持参するもの	※別紙「入園時のしおり」を参照ください。

(8) 緊急時における対応方法

- 1 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

(9) 当施設に関する相談・苦情窓口に関する事項

1 相談に関して

保育に係わる事は担任・及び園長へお気軽にご相談ください。その他、施設運営に関する事項は本部までご連絡ください。 03-5939-6676

2 苦情に関して

・別に提示する『苦情解決に係わる窓口・体制の利用者案内』をご参照ください。

(10) 避難訓練及び消火訓練

消防計画作成 (変更) 届出書	戸塚消防署 令和1年7月31日届出 防火管理者 施設長				
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。				
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯				
避難場所	火災時	第1避難場所	八幡山一帯	第2避難場所	東戸塚小学校
	震災時	第1避難場所	東戸塚小学校	第2避難場所	
	水害時	第1避難場所	とつかルーテル保育園	第2避難場所	

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項(正光寺保育園吉田町園の取組)

<p>1 【正光寺保育園 吉田町園】の設置者及び職員は児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為、その他児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ・ 入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。 ・ 入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。 ・ 入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 <p>2 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。</p> <p>3 児童虐待の防止、早期発見のため、マニュアルに基づく指導を座学で行っています。</p>	
---	--

(12) 健康診断等について

健康診断	全園児	毎年、年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、園児健康診断表に記載いたします。
	全職員	当施設の職員は、年1回と、採用時に健康診断を受診し、保育事業に支障がないことを確認して参ります。
歯科検診	全園児	毎年、年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、歯科検診診断表に記載いたします。
身体測定	全乳幼児	毎月身長・体重測定を行います。結果については、各児童票及び成長の記録に記載いたします。

※ その他、乳幼児の日頃の様子などでご心配なことがありましたら保育園に御相談ください。